

役員報酬開示規制

会社法改正に伴う「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正

ウイリス・タワーズワトソン

2021年2月

本稿の内容は2019年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律」及び2020年11月27日に公布された「会社法施行規則等の一部を改正する省令」、並びに2021年2月3日付で公表された「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」における「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正」に係る内容を基礎とし、一定の解釈や推測を含むものです。記載内容の正確性等に関しては規制当局や法律専門家に必ずご確認ください。

有価証券報告書における役員報酬開示規制（主な変更点）

適用関係

- 2021年3月1日（改正会社法施行日）より施行・適用
- 但し、役員報酬等の開示については、（改正会社法に基づく事業報告開示と同様に）2021年3月決算企業より適用

役員報酬開示の拡充（「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正」（2021年2月3日公表）に基づく主な変更点）

1. 役員区分ごとの報酬総額 及び 報酬の種類別総額開示

- 現行法では、種類別に、すなわち「固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分」ごとに総額開示が求められていたところ、改正府令では、「固定報酬、業績連動報酬、**非金銭報酬等**及び退職慰労金等の区分」ごとに開示することとされた
- 現行法では、役員報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、KPIの目標と実績の記載が求められているところ、改正府令では、これに加えて「**当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること**」とされた

2. 「報酬等の決定方針」の開示

- 現行法では、開示すべき「報酬等の決定方針」の具体的な内容は各社の判断に委ねられているところ、改正府令では、改正会社法に沿った「報酬等の決定方針」を定めている場合は、改正会社法施行規則に沿って、「**当該方針の決定の方法**」、「**当該方針の内容の概要**」、「**当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由**」もあわせて記載することとされた

3. 代表取締役等への一任に係る開示

- 現行法では、報酬等の額または決定方針の「**決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲**」を記載すべきとされているところ、改正府令では、これに加えて、「**取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容**」を記載することとされた

本稿の内容は2019年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律」及び2020年11月27日に公布された「会社法施行規則等の一部を改正する省令」、並びに2021年2月3日付で公表された「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」における「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正」に係る内容を基礎とし、一定の解釈や推測を含むものです。記載内容の正確性等に関しては規制当局や法律専門家に必ずご確認ください。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」(現行)

(57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(57)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(57)において同じ。）について、次のとおり記載すること。

- a 届出書提出日現在における提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関連会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下(57)において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員等の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員等の報酬等について定款に定めている事項の内容を記載すること。

- b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員との区分（以下 b において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいう。以下 b において同じ。）の総額及び対象となる役員の数等を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下 b において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。

- c 提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下 c において「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員等の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」(改正後) (金融庁 2021年2月3日公表)

(57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(57)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(57)において同じ。）について、次のとおり記載すること。

- a 届出書提出日現在における提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下(57)において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。また、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、会社法施行規則第121条第6号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員等の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員等の報酬等について定款に定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載すること。

- b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員との区分（以下bにおいて「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下bにおいて同じ。）及び退職慰労金等の区分をいう。以下bにおいて同じ。）の総額及び対象となる役員の数等を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下bにおいて「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員等の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

- c 提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。また、株式会社が最近事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が最近事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容を記載すること。提出会社の役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下cにおいて「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員等の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。